

太陽光発電設備などを導入される方に 最大86.5万円補助します

(南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金)



南魚沼市では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス削減の普及促進を図る取組の一つとして、太陽光発電設備などの設置に対する補助事業を実施します。

【申請受付期間】

・令和6年5月1日(水)～令和6年12月27日(金)

※受付は先着順で行い、予算額(1,680万円)に達し次第、受付終了。

【補助対象者】

以下の全てに該当する**個人の方**

- ・南魚沼市に住民登録をしている方又は今後市内に住民登録する方
- ・新築及び既存住宅に太陽光発電設備、定置型蓄電池のどちらか又はその両方を設置される方
- ・申請者及び世帯員に市税の滞納がない方

以下の全てに該当する**市内で事業を営まれている方**

- ・市内で事業を営んでいることを証明できる事業者
- ・新築及び既存事業所に太陽光発電設備、定置型蓄電池のどちらか又はその両方を設置される事業者
- ・市税などの滞納がない事業者

以下の全てに該当する**宅地建物取引を業とする事業者**

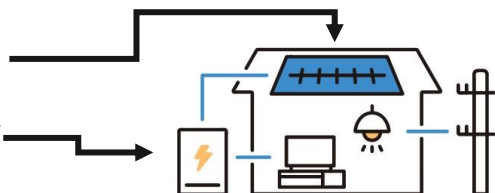
- ・市内で事業を営んでいることを証明できる事業者
- ・販売を目的として保有している市内の新築及び既存住宅に太陽光発電設備、定置型蓄電池のどちらか又はその両方を設置される宅地建物取引を業とする事業者
- ・市税などの滞納がない事業者

【補助金額】

- ・太陽光発電設備：1kwあたり7万円(上限額66.5万円)
- ・定置型蓄電池：補助対象経費の1/3(上限額20万円)

【補助対象経費】

- ・太陽光パネルなどの設置に必要な発電設備一式の製品代及び設置工事費
- ・定置型蓄電池の設置に必要な設備一式の製品代及び設置工事費



【申請について】

申請書に、見積書の写し、通帳の写し、工事着手前の写真などの必要書類を添付し、環境交通課に提出してください

※具体的な申請書類や手続きについては市ウェブサイトをご確認ください



【お問い合わせ・申請先】南魚沼市役所 環境交通課 環境交通班

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1 025-773-6666